

短期入所 ユニット個室利用料一覧表（1日あたり）

要支援1

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	590	300	820	1,710
第2段階	590	390	820	1,800
第3段階	590	650	1,310	2,550
第4段階	590	1,392	2,006	3,988
(2割負担)	1,180	1,392	2,006	4,578
(3割負担)	1,770	1,392	2,006	5,168

要支援2

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	727	300	820	1,847
第2段階	727	390	820	1,937
第3段階	727	650	1,310	2,687
第4段階	727	1,392	2,006	4,125
(2割負担)	1,454	1,392	2,006	4,852
(3割負担)	2,181	1,392	2,006	5,579

要介護1

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	812	300	820	1,932
第2段階	812	390	820	2,022
第3段階	812	650	1,310	2,772
第4段階	812	1,392	2,006	4,210
(2割負担)	1,624	1,392	2,006	5,022
(3割負担)	2,436	1,392	2,006	5,834

要介護2

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	886	300	820	2,006
第2段階	886	390	820	2,096
第3段階	886	650	1,310	2,846
第4段階	886	1,392	2,006	4,284
(2割負担)	1,772	1,392	2,006	5,170
(3割負担)	2,658	1,392	2,006	6,056

要介護3

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	966	300	820	2,086
第2段階	966	390	820	2,176
第3段階	966	650	1,310	2,926
第4段階	966	1,392	2,006	4,364
(2割負担)	1,932	1,392	2,006	5,330
(3割負担)	2,898	1,392	2,006	6,296

要介護4

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	1,042	300	820	2,162
第2段階	1,042	390	820	2,252
第3段階	1,042	650	1,310	3,002
第4段階	1,042	1,392	2,006	4,440
(2割負担)	2,084	1,392	2,006	5,482
(3割負担)	3,126	1,392	2,006	6,524

要介護5

	サービス費	食費	居住費	合計額
第1段階	1,115	300	820	2,235
第2段階	1,115	390	820	2,325
第3段階	1,115	650	1,310	3,075
第4段階	1,115	1,392	2,006	4,513
(2割負担)	2,230	1,392	2,006	5,628
(3割負担)	3,345	1,392	2,006	6,743

※上記以外でご希望により別途かかる費用  
 電気代1日30円（1製品につき）  
 預金通帳管理用1,500円（利用者様の貴重品の施設での管理をご希望される方）  
 病院等の診療にかかった場合はその費用等ば別にかかります。

## 短期入所 個室利用料（費用の詳しい説明）

（単位：円）

### サービス費

	単価
要介護1	696
要介護2	764
要介護3	838
要介護4	908
要介護5	976

### 単位加算説明

サービス日数にかかる加算費用		
名称	加算額	備 考
サービス提供体制強化加算	22	介護福祉士資格保有介護職員が80%以上勤務する体制を整えているための加算です
看護体制加算（Ⅰ）	4	常勤の看護師を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
看護体制加算（Ⅱ）	8	法定以上の看護職員を配置し、一定水準以上の看護体制を整えているための加算です。
夜勤職員配置加算	20	夜勤帯に介護職員を基準数以上配置しているための加算です。
計	54	
入所者様の状況に応じて発生する新たな加算費用		
若年性認知症入所者受入加算	120	若年性認知症の入所者様に対し、介護老人福祉施設サービスを提供した場合にかかります
別途かかる加算		
介護職員処遇改善加算	サービス費及び上記加算に対し、8.3%を乗じたもの	
	介護職員の技術向上や昇進の基準等を規定し、法に定められた介護職員の処遇改善を行っているための加算です	
介護職員等特定処遇改善加算	サービス費及び上記加算に対し、2.7%を乗じたもの	
	介護職員の確保・定着につなげていくため、現行の処遇改善加算に加えて創設された加算です。	

### 食費

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
単価	300	390	650	1,392

### 居住費

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
単価	820	820	1,310	2,006

### 減額対象者

第1段階	①市町村住民税非課税世帯者であって、かつ老齢年金受給者
	②生活保護の被保護者
第2段階	市町村住民税非課税者で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下のもの
第3段階	市町村住民税非課税者で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えるもの
第4段階	上記以外のもの